

就業調整による週所定労働時間数、時間当たり賃金額への影響

- 有配偶の女性、かつ、時間給のパートタイム労働者であって、就業調整を行っている者と就業調整を行っていない者との間における、週所定労働時間数と時間当たり賃金額の違いについて、先行研究の分析枠組み（別紙の注を参照）を踏まえ、（独）労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」（平成 22 年）に基づき検証した。
- この結果、職種、年齢、勤続年数、地域、企業規模等の影響を除去した場合に、就業調整を行っているパートタイム労働者の週所定労働時間は、就業調整を行っていないパートタイム労働者の週所定労働時間より約 22%短くなった。
また、就業調整を行っているパートタイム労働者の時間当たり賃金額は、就業調整を行っていないパートタイム労働者の時間当たり賃金額より約 6%低くなった。

就業調整の影響（就業調整ダミーの換算値）

	週所定労働時間数	時間当たり賃金額
2010 年	▲22%	▲6%

（資料出所）（独）労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」（平成 22 年）の個票データを基に厚生労働省にて推計

（参考）先行研究の分析結果

収入調整の影響（収入調整ダミーの換算値）

	週所定労働時間数	時間当たり賃金額	賞与
1995 年	▲30%	▲9%	▲48%
1990 年	▲23%	▲4%	▲51%

（資料出所）・神谷隆之「女性労働の多様化と課題—税・社会保険制度における位置づけ」『フィナンシャル・レビュー』平成 9 年 12 月号
・厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成 2 年及び平成 7 年）の個票データを基に推計

（注）なお、「パートタイム労働者総合実態調査」（平成 2 年及び平成 7 年）と「短時間労働者実態調査」（平成 22 年）については、就業調整に関する設問が異

なっており、比較する際には留意が必要

(別紙)

就業調整による週所定労働時間数、時間当たり賃金額への影響

(説明変数) (被説明変数)	週所定労働時間の対数値			時間当たり賃金額の対数値		
	係数	t-値	有意水準	係数	t-値	有意水準
定数	3.641	55.084	***	5.917	46.255	***
就業調整ダミー	-0.250	-18.089	***	-0.063	-6.527	***
時間当たり賃金額	-0.00008	-1.190				
時間当たり賃金額 2 乗	-2.57E-08	-1.652	*			
都道府県別最低賃金				0.001	6.973	***
専門・技術、管理ダミー	-0.830	2.813	**	0.414	24.865	***
事務ダミー	-0.090	-0.495		0.070	5.513	***
販売、サービスダミー	-0.075	-3.415	***	0.024	1.527	
年齢	-0.002	-2.820	**	-0.002	-3.145	**
勤続年数	0.004	3.250	***	0.0002	0.204	
大都市圏ダミー	-0.022	-1.532		-0.005	-0.257	
大企業ダミー	0.003	0.177		0.010	0.939	
N	1143			1143		
自由度修正済み決定係数	0.265			0.504		

(有意水準 ***1%、**5%、*10%水準で有意)

(資料出所) (独)労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」(平成22年)の個票データを
基に厚生労働省にて推計

注1)分析枠組み(説明変数含む)は、神谷隆之「女性労働の多様化と課題—税・社会保険制度に
おける位置づけ」『フィナンシャル・レビュー』平成9年12月号に準拠した。

なお、本論文は、樋口美雄「『専業主婦』保護政策の帰結」八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保
護政策の経済分析』日本経済新聞社(平成7年)の分析枠組みを踏襲している。

注2)推計式は、 $\ln Y = a + bX + u$ Y:被説明変数、X:説明変数、u:誤差項、具体的には、

- ・被説明変数:週所定労働時間数の対数値、及び、時間当たり賃金額の対数値
- ・説明変数:就業調整、職種、年齢、勤続年数、大都市圏、企業規模を基本
以上に加え、週所定労働時間数の関数については、時間当たり賃金額及
びその2乗項を追加、時間当たり賃金額の関数については、都道府県別

最低賃金を追加

注3)単純最小二乗法推定、復元倍率による重み付けはしていない。

注4)配偶者の女性、かつ、時間給のパートタイム労働者について推計

注5)就業調整ダミーは、就業調整をしている=1、調整をしていない=0

調査票(個人票) I-(14)の「過去1年間のうちに就業調整(年収の調整や、労働時間の調整)をしていない」のうち「関係なく働く」と回答した者を、「就業調整をしていない」者とした。

注6)「短時間労働者実態調査」の調査時点が「平成22年4月1日現在の状況」であるため、最低賃金は平成21年度地域別最低賃金額を用いた。

注7)年齢は、各階級値(15~19歳、…、60~64歳、65歳以上)の中央値(15~19歳の場合17.5歳)とし、65歳以上は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の実績値を参考に68.5歳とした。

注8)大都市圏ダミーは東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、京都、大阪、兵庫=1、それ以外の道県=0

注8)企業規模ダミーは従業員規模500人以上=1、500人未満=0

注9)職種ダミーのベースは「保安、運輸・通信、生産工程・労務、その他の仕事」